

平成 19 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 平 和
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 橋 保 彦
(コード番号 6412 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 坂 本 浩 之
(Tel 03 - 5770 - 8211)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの背景

当社は、設立以来、常に新しいものを提供するパチンコ機メーカーのパイオニアとして多くのファンの支持を獲得してまいりました。また、昭和 63 年 8 月に店頭公開銘柄として業界初の株式公開を果たし、平成 3 年 12 月には、東京証券取引所にパチンコ機メーカーとして初の上場を果たしました。

一方、株式会社オリンピア（以下、「オリンピア」といいます。）は昭和 56 年の事業開始以来、一貫してパチスロ機の開発・製造・販売を行い、目下、「もっと楽しめる未来を作ろう」の合言葉とスピード感溢れる経営の下、新発想・新展開・チーム力によって顧客ニーズを最優先したパチスロ・パチンコ遊技機作りを実現し、未上場ながら今日までにパチスロ業界のリーディング・カンパニーの 1 社としての地位を確立してまいりました。

当社とオリンピアは、パチンコ機・パチスロ機分野における強み・弱みを相互に補完することを目的に、平成 10 年に業務提携契約を締結し、当社がパチスロ機事業に、オリンピアがパチンコ機事業に進出するにあたって両社の経営資源を提供し合い、業容の拡大に努めてまいりました。具体的には、当社がオリンピアにパチンコ機開発のノウハウを、オリンピアが当社にパチスロ機開発のノウハウを相互に提供し合い、また、販売面におきましても、平成 11 年より当社はオリンピア製パチスロ機の販売を開始し、パチスロ機市場におきまして一定の市場シェアを獲得するに至っております。

資本面におきましては、平成 12 年に当社がオリンピアと資本提携契約を締結し、平成 16 年にはオリンピア株式の追加取得により約 22%の持分を保有し持分法適用会社化しております。

平成 15 年にはオリンピアが自社開発のパチンコ機をリリース、平成 17 年には当社が自社開発のパチスロ機をリリースするなど、両社は資本提携・業務提携の成果を挙げつつ、着実にその関係を深めてきました。

一方、両社を取り巻く市場環境は、近年、大きな変革期を迎えております。少子高齢化や娯楽の多様化に伴いパチンコ・パチスロの遊技人口が長期的に伸び悩む一方、ホールの大型化がホー

ル間の競争を激化させたことによりホール数自体も減少しつつあり、また、昨年よりパチスロ機の設置台数が減少したことにより、遊技機市場全体としての設置台数においても減少傾向となることが予想されております。パチンコ機、パチスロ機の別で見ると、パチンコ機市場では、当社が得意としたパチンコ本来の面白さの源泉ともいえるメカ的なハードの新規性から、著作権等のキャラクターを使用したストーリー性とソフトとの融合が生み出す遊技性へと市場のニーズが移行してきたことにより、パチンコ機メーカーにとって液晶表示器と映像技術を駆使した演出・ゲーム性に富んだ製品を開発する技術力と企画力が極めて重要な競争環境となってきました。現在、当社ではそうした製品開発力の更なる強化なくしてはパチンコ機販売台数を伸ばすことが困難となり、売上減少への対応が急務となっております。一方のパチスロ機市場では、平成 16 年 7 月の規則改正によるパチスロ遊技機新基準機（5 号機）への入れ替えのため、ホールは多額の設備投資資金が必要となり、本年中盤に迫った入れ替え期限に向けてホールの事業環境がさらに厳しくなることが考えられます。そのため、パチスロ機を主力とするメーカーであり、技術力に強みを持つオリンピアであっても、これまで以上に製品開発力を強化することが重要となるなど、一層の経営努力が必要な環境となってきました。

このような状況の中、当社の創業者・名誉会長であり、当社の筆頭株主である株式会社中島ホールディングス（以下、「中島ホールディングス」といいます。）の取締役である中島健吉氏と、オリンピアの大株主として同社の発展を支えてきた株式会社石原ホールディングス（以下、「石原ホールディングス」といいます。石原ホールディングスは、後記石原昌幸氏及びその親族と併せてオリンピアの発行済株式総数の 68.2%を保有しております。）の代表取締役社長を務める石原昌幸氏は、それぞれに当社及びオリンピアの将来に向けての選択肢について検討を重ね、相互に意見交換をしております。その中で、当社とオリンピアは、長年にわたる事業上のパートナーとして既に密接な関係を有し、パチンコ機とパチスロ機、営業と開発において、理想的な補完関係を形成するためには、両社の一刻も早い完全統合（以下、「本統合」といいます。）が望ましいのではないかと考えるに至り、当社及びオリンピアに提案を行いました。

当社及びオリンピアは、大株主からのかかる提案を受けて、検討・協議を行った結果、両社としても完全統合、具体的には、既にオリンピアを持分法適用会社としている当社が、オリンピアを株式交換の手法を用いて完全子会社とすること（以下、「本株式交換」といいます。）が両社の一般株主にとっても最善の選択肢であるとの結論に達し、平成 19 年 4 月 6 日付けで本統合に関して基本合意に至りました。

（2）本統合の効果

本統合がもたらす最も大きなシナジーは製品開発面にあります。当社は、昭和 46 年に現在全メーカーが使用している着脱分離式パチンコ機を初めて製品化したほか、昨年 11 月にはハイスペック&ローコストの新本体 SS を開発するなど、新しい発想によるパチンコ機の開発に強みがあります。一方、オリンピアは優れたカリキュラムをもって育成された業界随一の開発陣容による最高水準の商品開発力を備えており、平成 14 年 4 月には業界初の分離式筐体を開発するなど、パチスロ機の開発には大きな強みを有しています。また、オリンピアは環境にも配慮した「リユース・リサイクル」を機軸とした「分離型スロット」の導入により、業界に新しいビジネスモデルを持ち込みました。本統合により両社の強みを最大限に活かす開発体制を構築することで、効率的・効果的にヒット製品を生み出すための仕組み・競争優位を確立することが可能となることから、新グループとしての売上拡大の大きな力となりえます。本統合により期待できる製品開発面のシナジーは以下の通りです。①パチンコの本体開発は当社に、パチスロの筐体開発はオリンピアに集約することにより開発の効率化とコスト優位性が高まること。②デバイス戦略が両社にとって今後も重要な経営課題であると認識する中、液晶等の共通化によるコスト削減などの大きな効果も期待できること。③液晶サイズの大形化、大型著作権の取得に伴い、パチンコ機、パチスロ機の利益率が低下傾向にある中で、「部品のリユース」が経営の重要な課題となっておりますが、オリンピアのリユースシステムをグループ全体で活用することにより、当社の利益率の改善が期

待できること。

さらに、調達面では、パチンコ機とパチスロ機の部材購入をそれぞれ一本化するなどして大きなコストメリットを獲得することが期待できるほか、生産面では、工場などの機械設備の稼働率向上、中期的には生産体制の最適化を図ることも可能となります。

次に、営業面では、当社は業界の中で最も充実した直販網を有しており、同業他社のリリース情報やホールの製品評価等の情報を迅速かつ確実に入手することが可能です。そうした情報をオリンピアと共有することにより、製品のリリース時期を調整し、また両社でリリースする製品のポートフォリオを検討することにより、販売効率の向上が期待できます。

また、管理面では、知財、法務、情報システムなど企業のインフラ部分を共用することによる経営効率化が可能となり、よりスリムで筋肉質な経営への転換を図っていくこととなります。

両社は本株式交換により当社を完全親会社、オリンピアを完全子会社とする企業グループとなる予定であり、統合後の当社グループは、当社・オリンピアからなるグループ内での経営リソースを共有・最適配分しつつ、両社のパチンコ機及びパチスロ機分野における互いの強みを活かし、業界のリーディング・カンパニーとして、売上拡大を目指すとともに収益性を改善・向上することによって、現在の両社株主、すなわち株式交換後の当社株主にとっての株主価値の拡大に努めてまいります。

なお、本統合後の当社においては、より一層の株主還元策を実施してまいります。

(3) 本統合のスキーム及び本公開買付けの位置付け

当社がオリンピアを現状の株主構成のまま完全子会社化した場合には、本株式交換後の当社においては、中島ホールディングスと石原ホールディングスが相互に会社経営に対する実質的な拒否権を有した状態で存続する状況となり、中島ホールディングスと石原ホールディングスにおいて経営方針が対立した場合には会社経営が膠着状態に陥るおそれがありました。のみならず、最終的な株式交換比率次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に定める少数特定者持株比率が75%を超えるおそれ(注)もありました。

そこで、本統合後の当社が上場を維持しつつ、一枚岩の経営方針の下で変革期の市場環境に対応すべく、本株式交換の完了前に当社の実質的な経営権を中島ホールディングスから石原ホールディングスに承継させるということを基本的な考え方として、当社、オリンピア、中島ホールディングス及び石原ホールディングスとの間で、具体的な手法について、第三者の専門家の意見を参照しながら、様々な面から検討・交渉がなされました。

その結果、当社とオリンピアの本株式交換による本統合の実現及び中島ホールディングスから石原ホールディングスへの当社の実質的な経営権の円滑な承継という重要な目的を達成する一方で、経営権承継に際しての取引の株価へのインパクト、本株式交換後の発行済株式総数の増加による1株当たり経営指標希釈化のインパクト及び支配株主への株式集中度が高まりすぎることに伴う少数特定者持株比率等の観点も考慮して、本株式交換に先立って、当社及びオリンピアによる自己株買付けと石原ホールディングスによる当社株式の公開買付け（以下、「本他社株公開買付け」といいます。*1）を組み合わせることで、当社、オリンピア、中島ホールディングス及び石原ホールディングスは、基本的な方向性について了解に至りました。

そして、当社による自己株買付けにあたっては、株主間の平等性、取引の透明性及び価格交渉の余地を確保する観点から公開買付けの手法によることとし、中島ホールディングスの完全子会社である株式会社新建和、及び中島ホールディングスの大株主である財団法人中島記念国際交流財団が、本公開買付けへの応募を予め内諾することとなりました(株式会社新建和及び財団法人

*1 本他社株公開買付けの詳細については、当社が別途開示を行った「当社株式に対する公開買付けへの賛同意見表明に関するお知らせ」添付の石原ホールディングス「株式会社平和に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

中島記念国際交流財団は、平成 18 年 9 月 30 日現在、それぞれ当社株式を 11,223,000 株及び 15,909,000 株保有しており、その保有株式合計 (27,132,000 株) は当社発行済株式総数の 23.44% に相当します。)。また、本公開買付けの買付価格については、本公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであることを踏まえつつ、本公開買付けに応じずに当社株式を保有し続ける当社一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び 1 株当たりの価値の希釈化を可及的に抑えるべく、当社は、野村証券株式会社を第三者算定人(以下、「本件算定人」といいます。)として選定した上、同社による当社株式の評価を踏まえて、中島ホールディングスとの間で真摯な交渉を行った結果、最終的に平成 19 年 4 月 5 日の東京証券取引所における当社株式の終値 1,463 円に対して、10%のディスカウント (円未満四捨五入) となる 1,317 円と決定されました。なお、当該公開買付価格は、平成 19 年 4 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値に対して 10.28%下回る価格となります。

なお、本公開買付けは、当社とオリンピアの株式交換による完全統合及び中島ホールディングスから石原ホールディングスへの当社の実質的な経営権の円滑な承継を達成するための複合的な取引の一環として実施されるものです。そのため、本他社株公開買付けの買付価格は、石原ホールディングスと中島ホールディングスとの間での検討・交渉を経て、本公開買付けの買付価格と同一の価格とされており。また、本他社株公開買付けは、中島ホールディングスから、同社の保有する当社株式に係る株券等の全部 (35,000,000 株) を応募する旨の内諾を得て行われると共に、同数の株券等を買付予定数として行われるものです。

本他社株公開買付けにより石原ホールディングスが本他社株公開買付けの上限株式数 (35,000,000 株) を取得し、かつ、当社が本公開買付けにより本公開買付けの上限株式数 (27,132,000 株) を取得した場合は、石原ホールディングスは当社の議決権の約 40%を取得することとなります。その後、さらに本株式交換の完了した後においては、オリンピアによる自己株買付けで予定されている取得株式総数全てが、石原ホールディングスより取得され、かつ、本他社株公開買付け及び本公開買付けに応募する予定の株主が全株を売却できた場合、石原ホールディングス及びその特別関係者の保有する議決権の数は約 57%と見込まれ、少数特定者持株比率についてみると、約 68%にとどまることが見込まれています。ただし、オリンピアによる自己株買付け、本公開買付け、本他社株公開買付け及び本株式交換の最終的な株式交換比率の結果次第では、当社株式が上場廃止基準に抵触する可能性が無いわけではありません。仮にそのような状況が生じた場合には、当社及びオリンピアはかかる状況を回避するために必要かつ適切な手段を講じることにつき誠実に協議するものとされています。

以上のとおり、本他社株公開買付けは、当社とオリンピアとの間での本統合の実現を目的とした複合的な取引の一環としてなされるものであり、本統合の実現が当社一般株主の利益の拡大に資するとの判断から、当社は、平成 19 年 4 月 6 日開催の当社取締役会において、本他社株公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。当社一般株主の皆様におかれましては、本統合後の当社を引き続き株主としてご支援頂きたいと考えております。^{*2}

なお、当社の取締役である中島潤は、本他社株公開買付けへの応募を内諾している中島ホールディングス及び本公開買付けへの応募を内諾している株式会社新建和の代表取締役を務めており、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本公開買付けに関する取締役会決議及び本他社株公開買付けの意見表明に関する取締役会決議のいずれにも参加していません。

(注) 東京証券取引所上場廃止基準は、少数特定者持株数 (大株主上位 10 名 (所有株式数の多い順に 10 名の株主 (優先出資者を含みます。)) をいいます。)) が所有する株式 (明らかに固定的

^{*2} 詳細については、当社が別途開示を行った「当社株式に対する公開買付けへの賛同意見表明に関するお知らせ」をご参照下さい。

所有でないと思われる株式を除きます。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいいます。)が、上場株式数の75%を超えている場合で、当該少数特定者持株比率が1年以内に75%以下にならない場合には、原則として上場廃止となるものと定めています(東京証券取引所上場廃止基準第2条(2)a(a))。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容 (平成19年4月6日公表)

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	27,132,100株	36,000,000,000円

- (注) 1. 発行済株式総数に対する割合 23.44% (小数点以下第三位を四捨五入)
2. 取得する期間 平成19年4月9日～平成19年6月27日

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成19年4月9日(月)から平成19年5月17日(木)まで(26営業日)

② 公開買付開始公告日 平成19年4月9日(月)

- (2) 買付け等の価格 1株につき金1,317円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際して、第三者算定人である野村證券株式会社(以下、「本件算定人」といいます。)に対して当社の1株当たりの株式価値の算定を依頼しました。

本件算定人は、本件における算定手法を入念に検討の上、最終的に市場株価分析及びDCF(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー)分析による算定を実施しております。当社が平成19年4月2日付けで受領した本件算定人による株式価値算定書によれば、それぞれの算定手法による当社の1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。なお、本件算定人がDCF分析の基礎とした当社の事業計画は、本統合によるシナジー効果は見込んでおりません。

- ・ 市場株価分析 : 1,456円～1,522円
- ・ DCF分析 : 1,436円～1,604円

当社は、本公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであることを踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに当社株式を保有し続ける当社一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たりの価値の希釈化を可及的に抑えるべく、株式価値レンジの下限値より一定のディスカウントで買付けを行いたいと考え、中島ホールディングスとの間で協議を進める中で、3月下旬には、買付価格の決定日前日の終値から10%程度のディスカウント価格を目

安にして交渉を進めることとなりました。その後も当事者間で協議を進め、過去の自己株公開買付け事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率及び本件算定人より受領した株式価値算定書等も参考に、最終的に、東京証券取引所における平成19年4月5日の当社株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント（円未満四捨五入）となる1,317円で本公開買付けを行うことで平成19年4月5日に中島ホールディングスとの間で合意に至りました。それを受けて、平成19年4月6日開催の当社取締役会において、本公開買付価格は1株につき1,317円と決定いたしました。

なお、当該公開買付価格は、平成19年4月5日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値に対して10.28%下回る価格となります。

② 算定の経緯

当社は、オリンピアとの間では、平成19年2月下旬から本統合の実現に向けた本格的な協議・検討を開始し、本統合の実現を経営の最優先課題として位置付け、連日にわたり、関係当事者間で集中的な協議・交渉を重ねました。その結果として、平成19年3月下旬には、本株式交換に先立って、両社による自己株買付けと石原ホールディングスによる当社株式の公開買付けを組み合わせること、及び、当社による自己株買付けは公開買付けの手法によることで基本的な方向性について了解に至りました。

また、当社は、本格的な協議・検討と並行して、本公開買付価格の算定に際して、平成19年3月12日に、本件算定人に対して当社の1株当たりの株式価値の算定を依頼しました。

本件算定人は、本件における算定手法を入念に検討の上、最終的に市場株価分析及びDCF分析による算定を実施しております。当社が平成19年4月2日付けで受領した本件算定人による株式価値算定書によれば、それぞれの算定手法による当社の1株当たりの株式価値の範囲は以下の通りです。なお、本件算定人がDCF分析の基礎とした当社の事業計画は、本統合によるシナジー効果は見込んでおりません。

- ・ 市場株価分析 : 1,456円～1,522円
- ・ DCF分析 : 1,436円～1,604円

当社は、本公開買付けが本統合における複合的な取引の一環として行われるものであることを踏まえつつ、本自己株公開買付けに応じずに当社株式を保有し続ける当社一般株主の利益を最大限に尊重する観点に立って、資産の社外流出及び1株当たりの価値の希釈化を可及的に抑えるべく、株式価値レンジの下限値より一定のディスカウントで買付けを行いたいと考え、中島ホールディングスとの間で協議を進める中で、3月下旬には、買付価格の決定日前日の終値から10%程度のディスカウント価格を目安にして交渉を進めることとなりました。その後も当事者間で協議を進め、過去の自己株公開買付け事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率及び本件算定人より受領した株式価値算定書等も参考に、最終的に、平成19年4月5日の東京証券取引所における当社株式の終値1,463円に対して、10%のディスカウント（円未満四捨五入）となる1,317円で本公開買付けを行うことで平成19年4月5日に中島ホールディングスとの間で合意に至りました。それを受けて、平成19年4月6日開催の当社取締役会において、本公開買付価格は1株につき1,317円と決定いたしました。

なお、当社の取締役である中島潤は、本公開買付けへの応募を内諾している株式会社新建和の代表取締役を務めており、特別利害関係人に該当するおそれがあることから、本公開買付けに関する取締役会決議に参加しておりません。

(4) 買付予定の株券等の数

種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	27,132,000 株	—	27,132,000 株

(注1) 発行済株式総数に対する割合 23.44% (少数点以下第三位を四捨五入)

(注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (27,132,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等が買付予定数を超えるときは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります。(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)

(5) 買付け等に要する資金 35,790,544 千円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用についての見積り額の合計です。

(6) 大株主による応募について

中島ホールディングスの完全子会社である株式会社新建和及び同社の大株主である財団法人中島記念国際交流財団は、本公開買付けへの応募を予め内諾しております。(株式会社新建和及び財団法人中島記念国際交流財団は、平成 18 年 9 月 30 日現在、それぞれ当社株式を 11,223,000 株及び 15,909,000 株保有しており、その保有株式合計 (27,132,000 株) は当社発行済株式総数の 23.44%に相当します。)

(7) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日 平成 19 年 5 月 24 日 (木)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額(買付価格が1株当りの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額)が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成19年5月17日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日(平成19年5月23日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(ご参考) 平成18年9月30日現在の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	114,480,960株
自己株式数	1,262,440株

以上